

コロナ禍で、アルバイト収入が減って困っている学生さんへ

休業支援金がもらえるかもしれません！確認してみましょう

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金って？

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業主の指示によって休業し、休業中に休業手当を受けられなかった場合に、休業前の賃金の一部（最大8割）に相当する金額を休業日数に応じて支給する制度です。

学生のアルバイトも対象になるの？

雇用保険の対象でない学生のアルバイトも対象です。また、元々の勤務時間よりも短時間の勤務になった、シフトの日数が減ったという場合も対象になります。

いつからいつまでの休業（シフト減など）が対象になるの？

勤務先が大企業か、中小企業かによって異なります。

	申請対象期間	申請期限
中小企業	① 令和2年10月1日～令和3年4月30日	① 令和3年7月31日（土）
	② 令和3年5月1日～令和3年6月30日	② 令和3年9月30日（木）
	③ 令和3年7月1日～令和3年7月31日	③ 令和3年10月31日（日）
大企業	① 令和2年4月1日～令和2年6月30日	① 令和3年7月31日（土）
	② 令和2年12月16日（高知県）～令和3年4月30日	② 令和3年7月31日（土）
	③ 令和3年5月1日～令和3年6月30日	③ 令和3年9月30日（木）
	④ 令和3年7月1日～令和3年7月31日	④ 令和3年10月31日（日）

※中小企業とは・・・小売業（飲食店を含む）なら資本金5,000万円以下または常時雇用する労働者が50人以下、サービス業なら資本金5,000万円以下または常時雇用する労働者が100人以下など、業種により基準があります。

分からなかったら、とにかく聞いてみよう！

厚生労働省コールセンター ☎0120-221-276

（受付／月～金8:30～20:00 土日祝8:30～17:15）

厚生労働省HP ▶
「休業支援金について」



裏面のチャートで、あなたが使える支援策をチェック！

これらの雇用関係の給付金以外にも、緊急小口資金等の特例貸付、住居確保給付金、生活保護制度があります。こちらをご覧ください



（緊急小口資金等の特例貸付、住居確保給付金）



（生活保護制度）

チェックシート

該当するか見てみましょう！

コロナ禍で会社が休業したり、シフトを減らされたが、会社から休業手当が出ない

はい

勤め先は中小企業である

はい

いいえ

シフト制や日々雇用で常態的に働いていた

R2.10.1～R3.7.31の間に休業した

はい

はい

R2.4.1～R2.6.30またはR3.1.8以降に休業した
※高知県はR2.12.16以降

はい

休業支援金

新型コロナの影響により休業させられたにもかかわらず、会社から休業手当を受けることができなかった方に、給与の**最大8割**が給付されます。

※対象期間等が該当しない方は、例外もありますので厚労省HPを御覧ください。

仕事を探している

はい

勤め先をやめた

はい
(離職した)

いいえ
(在職中)

やめる前に1年(※)以上、週20時間以上働いていた
※解雇等の場合は6か月以上

はい

いいえ

雇用保険 (求職者給付)

雇用保険に入っていた方が離職し、再就職に向けて活動する場合に、給与の**最大8割**が給付されます。

※職業訓練を受けながら受給することができます。訓練受講中は雇用保険の支給が延長されます。

求職者 支援制度

(職業訓練受講給付金)

雇用保険を受けられない方が、**月10万円**の生活支援の給付金を受けながら、無料の職業訓練を受講する制度です。

※働いていても、収入が一定額以下であれば利用できます。

雇用保険の給付日数が終了した